

○総務省告示第四百十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣 山本 早苗

第十二項を削り、第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とする。

○総務省告示第四百十六号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣 山本 早苗

第一項第三号中「、ミリ波画像伝送用のもの、ミリ波データ伝送用のもの」を削る。

○総務省告示第四百十七号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣 山本 早苗

第一項の表五の項を次のように改める。

五 削除

第一項の表八の項中

四八ビット以上。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。

(1) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下

(2) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下

を

四八ビット以上。ただし、周波数の電波を使用する、一九ビット以上とする

(1) 五、一五〇MHzを超え下又は五、四七〇MHzをMHz以下

(2) 二四・七七GHz以上二

し、次に掲げるものについては。
五、三五〇MHz以上
超え五、七二五
五・二三GHz以下
・七七GHz若しく
MHzの整数倍を加

の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であつて二七・〇GHz若しくは二七・〇GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの

に改める。

(3) の周波数であつて二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇GHz以上二七・四六GHz以下の周波数で二七・〇GHz若しくは二七・〇GHzを超え六六GHzの整数倍を加えたもの

二 GHz 以上二七・
あつて二七・〇
二 GHz に一〇 MHz の

以下

(1) 二、四〇〇 MHz 以上二、四八三・五 MHz

以下の周波数の電波を使用するものに
あつては、他の無線局から発射される
電波を検出し、又は受信信号と拡散の
ための信号を演算し信号レベルを検出
することにより判定を行う。ただし、
通信品質劣化時に通信路の切断を行う
機能を有するものにあつては、通信路

(1) 二、四〇〇 MHz 以上二

以下の周波数の電波を
あつては、他の無線局
電波を検出し、又は受
ための信号を演算し信
することにより判定を
通信品質劣化時に通信
機能を有するものにあ
の正常性を確認するこ
行うことができる。

の正常性を確認することにより判定を行うことができる。

(2) 二、四七一MHz以上二、四九七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。

(3) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。

ア 通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における電界強度が毎メートル一〇〇ミリボ

(2) 二、四七一MHz以上二

の周波数の電波を使用
ては、他の無線局から
を検出し、又は受信信
の信号を演算し信号レ
ことにより判定を行う

(3) 五、一五〇MHzを超え
下又は五、四七〇MHzを
MHz以下の周波数の電波
については、次のとお

ア 通信の相手方以外
設備から発射された
受信空中線の最大利
電界強度が毎メート
ルトを超える場合に
線設備が発射する周

第二項の表六の項中

ルトを超える場合に当該無線局の無線設備が発射する周波数の電波と同一の周波数の電波の発射を行わないものであること。

イ その無線設備は、使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定を行った後、送信を開始するものであること。ただし、他の無線設備から送受信を制御されている場合及び送信を行った無線設備が当該判定後四ミリ秒以内に送信を再開する場合は、当該判定を省略することができる。

(4) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加

を

一の周波数の電波のものであること。

イ その無線設備は、周波数が空き状態で行った後、送信を開始すること。ただし、他送受信を制御されていること。ただし、他の無線設備が当該判定後四ミリ秒以内に送信を再開する場合は、当該判定を省略す

(4) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHzに一〇MHzの又は二七・〇四六GHz以下の周波数で

えたもの又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であつて二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。

ア 通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における電界強度が毎メートル四六〇ミリボルト（一MHzの帯域幅における等価平方輻射電力が、絶対利得〇デシベルの送信空中線に一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値を超えると）きは次の式により求められる値）を

二GHz若しくは二七・〇整数倍を加えた周波数るものについては、次

ア 通信の相手方以外の設備から発射された受信空中線の最大利得電界強度が毎メートル（一MHzの帯域幅平方輻射電力が、絶対の送信空中線に一MHzの平均電力が一〇ミリ線電力を加えたとききは次の式により求めらるる場合に、当該する周波数の単位無

超える場合に、当該無線設備が発射する周波数の単位無線チャネルと同一の周波数の電波の発射を行わないものであること。この場合において、当該無線設備から発射された電波の受信は、それぞれの単位無線チャネルの搬送波の周波数において行うものとする。

$460/\sqrt{A}$ ミリボルト

Aは、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を、絶対利得0デシベルの送信空中線に1MHzの帯域幅における平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除した値とする。

一の周波数の電波のものであること。この場合において、当該無線設備からの受信は、それぞれの搬送波の周波数において行うものとする。

$460/\sqrt{A}$ ミリボルト

Aは、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を、絶対利得0デシベルの送信空中線に1MHzの帯域幅における平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除した値とする。

(3)イに規定する条項を適用する。

(5) 五七GHzを超え六六GHz

イ (3)イに規定する条件のものであること。

電波を使用するものに無線局から発射される又は受信信号を演算し出すことにより判定

、四八三・五MHz
使用するもの
から発射される
信信号と拡散の
号レベルを検出
行う。ただし、
路の切断を行う
っては、通信路
とにより判定を
、四九七MHz以下

するものにあつ
発射される電波
号と拡散のため
ベルを検出する
。
五、三五〇MHz以
超え五、七二五
を使用するもの
りとする。
の無線局の無線
電波を受信し、
得方向における
ルー〇〇ミリボ
当該無線局の無
波数の電波と同
発射を行わない

使用する電波の
あるとの判定を
始するものであ
の無線設備から
いる場合及び送
が当該判定後四
再開する場合は
ることができ

五・二三GHz以下
・七七GHz若しく
MHzの整数倍を加
二GHz以上二七・
あつて二七・〇
二GHzに一〇MHzの

に改める。

の電波を使用す
のとおりとする
の無線局の無線
電波を受信し、
得方向における
ル四六〇ミリボ
における等価等
利得〇デシベル
の帯域幅におけ
リワットの空中
の値を超えると
められる値）を
無線設備が発射
線チャネルと同
発射を行わない

の場合において
発射された電波
の単位無線チャ
数において行う

ト

域幅における等
、絶対利得0デ
線に1MHzの帯域
力が10ミリワッ
加えたときの値
。
件のものである

以下の周波数の
あつては、他の

電波を検出し、
信号レベルを検
を行う。

第三項第二号中「ミリ波データ伝送用等及び」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

4 小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものであって、空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）を使用する端末設備等

第四項第一号中「小電力データ通信システムの無線局」の下に「の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）」を加え、同項第三号（五）中「ミリ波データ伝送用等の特定小電力無線局」を「五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局」に改める。

第五項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

○総務省告示第四百十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣 山本 早苗

第二項の表中

61.5GHz	57.0GHzから66.0GHzまで
76.5GHz	76.0GHzから77.0GHzまで

を

76.5GHz	76.0GHzから77.0GHzまで
---------	--------------------

に改める。

第四項の次に次の一項を加える。

5 小電力データ通信システムの無線局

周波数	指定周波数帯
61.5GHz	57.0GHzから66.0GHzまで

○総務省告示第四百二十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第三百二十三号（総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣 山本 早苗

第一項第八号中「第四十九条の二十第六号」の下に「及び第七号」を加える。